

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <http://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
朝日町携帯サイト <http://www.town.asahi.yamagata.jp> FAX 67-2117

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

▶国税の納付について

納期限内の納付が困難な方は、税務署に申請することにより納税が猶予される場合があります。

なお、申請があった場合は税務署で所定の審査を行います。

▶問合せ先

寒河江税務署 ☎86-2244

▶町税の納付について

納付が困難な方からの相談は随時受付しておりますので、役場1階下記窓口へご連絡ください。

▶問合せ先

税務町民課 税務係 67-2107

春季火災予防運動が県下一斉に実施されます

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、予防思想の普及を図り、発生を防止し、高齢者などの死者発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的に実施するものです。

▶実施期間

4月9日(木)～22日(水)

▶防火標語(県内統一防火標語)

『ひとつずついいね!で確認火の用心』

○住宅防火いのちを守る7つのポイント

【3つの習慣】

- ①寝たばこは、絶対やめる
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用
- ③ガスこんろ等のそばを離れるときは必ず火を消す

【4つの対策】

- ①住宅用火災警報器を設置する
- ②寝具、衣類およびカーテンは防炎品を使用する
- ③住宅用消火器等を設置する
- ④隣近所の協力体制をつくる

○すべての住宅に住宅用火災警報器の設置を!

※大切な家族を守るために設置が必要な場所
→「寝室」と「階段」

※火災の早い発見のためには、「台所」にもおすすめします

平成23年6月1日から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務となっています。西村山館内の設置率は約8割(正しく設置されているのはその内の約6割)です。住宅火災で亡くなった方の多くは逃げ遅れによるものですが、正しく設置されていた住宅火災がぼやで済んだ事例も多くあります。

大切な家族を守るため、住宅用火災報知器の設置、そして正しい設置をお願いします。また、住宅用火災報知器の寿命は約10年です。この機会に点検し、電池切れ等を確認してください。

▶管内の火災件数

寒河江市	河北町	大江町	朝日町	西川町	計
15件	6件	5件	4件	0件	30件

(平成31年1月1日～令和元年12月31日)

Asahi Dancing Queen (アサヒダンシングクイーン) 社交ダンス会員募集のお知らせ

免疫力アップに社交ダンスで楽しく汗を流してみませんか？日本ダンススポーツ連盟公認指導員を迎え、基本のステップから学べる健康維持のレクリエーションです。皆さま、ご一緒に Shall we dance (シャルウィダンス)？

詳細については、右記へ気軽に問い合わせください。

▶問合せ先

Asahi Dancing Queen (アサヒダンシングクイーン)
代表 志藤 一枝 (川通)
☎090-2602-7057

「やまがた縁結びたい 結婚相談会」の開催について

結婚を希望する独身男女の出会いの機会を拡大するためにボランティアで仲人活動を行っている「やまがた縁結びたい」による「結婚相談会」を下記のとおり開催します。相談は無料です。

▶開催日時 4月19日(日)、5月17日(日)
各日ともに午後1時～午後4時45分

▶場所 山形県職員会館 あこや会館
(山形市松波2-8-1)

▶対象者 結婚を希望する方、もしくはその両親等

▶申込み・問合せ先

やまがた出会いサポートセンター
☎023-615-8755

山形県労働委員会からのお知らせ

○労働悩みごと相談会の開催

県労働委員会では、解雇や賃金未払いなど労使間のトラブルでお悩みの方を対象に、労働相談会を開催します。秘密厳守、相談料は無料です。各期日の前日正午まで電話でご予約ください。

▶期 日 原則毎月第3木曜日(6月、8月は除く)

▶会 場 県庁

※詳細は県労働委員会事務局に問い合わせいただくか、県ホームページをご覧ください。

▶予約先

県労働委員会事務局 ☎023-630-2793

○労使間トラブル解決に向けてお手伝いします

県労働委員会では、労働者個人と事業主間のトラブルを円満に解決するための「あっせん」を行っています。

「あっせん」は、あっせん員が当事者双方の主張をお聴きし、話し合いにより解決を図る制度です(無料・秘密厳守)。気軽にご相談ください。

▶問合せ先

県労働委員会事務局 ☎023-630-2793

(株)大沼の商品券をお持ちの皆さまへ

(株)大沼の商品券の還付申出手続きを行っています。詳しくは東北財務局ホームページをご覧ください。

▶受付期間及び場所

①郵送の場合

4月1日(水)～6月12日(金)

東北財務局金融監督第三課

(〒980-8436 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1)

②持参の場合

5月11日(月)～6月12日(金) 午前9時～午後5時
山形財務事務所理財課(山形市緑町2-15-3)

▶問合せ先

東北財務局 金融監督第三課 ☎022-721-7079

山形財務事務所 理財課 ☎023-641-5178